

〔今川大雙紙下〕食物之式法の事

一れうりする人心得べき事、魚鳥はあちはいよき所を、主人にも又上座の人にも参らすべし、鳥の焼物は別足のみを前盛にして、ひたゝれの身をばうしろに盛なり、べつそくはあちはいのよき間、先まいらせべき爲也、秘事、いかのみも雪まろばしの骨とて、羽節の骨を上に盛也、是もあちはいよき所を参らせべきため也、鷹を取飼時、山わすれの筋をかふと云も此羽ぶしの筋のあちはいのよき間、山にわけ行べき心をわすれてなづくゆへ也、又白鳥鷹なども別そくの身とわたしは、あちはいのよきが故に、上方には参らすると云也、鯛の汁も首の身をば上方にまいらするゆへは、目とくちとの間べつしてあちはいのよきが故也、

〔四條流庖丁書〕一鳥ノ別足ト云事、別ナル足トハ如何ナル事ヅヤ、朱雀院ノ御時トカキ、足ノ四有鳥アリ、其御代天下太平ニシテ目出カリシ也、ソレヨリコソハ別足トハ申傳キ、今モ雲雀ニテモ鶉ニテモ、足ヲ立テ盛時、賞観ノ人ナレバ足ニ立ベシ、其外ハ足一立ニテモ不苦天子或京鎌倉ノ將軍ナドヘハ、足ヲ四立ルコト自然ニ有之、是モ別足ノ心ニテ、天下ヲ祝タル心也、然ニ無左右四立ル事不可有ト云々、雲雀ノ足ヲバ後爪長ヲ一殘シテ、殘ノ爪三ヲバ切捨ベシ、鶉ヲバ足ヲモ爪ヲモ其儘置ベシ、雲雀ヲバ爪一殘シ、鶉ヲバ足ヲ其儘置事口傳コトナル事ニテ有ヲ、道ヲ不知者共、小鳥ナラバ足ヲ可立事トヤ推量仕テ、鶉其外小鳥ノ足ヲ立ル事共口惜事也、

〔四條流庖丁書〕一鳥ノ焼物ノ事、女ニハセツタレヲ上ニ盛ベシ、男ニハ別足ヲ上ニ盛ベシ、引垂ハ陽、別足ハ陰也、然ニ陰ニハ陽ノミヲ參也、陽ニハ陰ノミヲ參スル也、口傳有之、和合ノ心也、

〔北山抄三拾遺雜抄〕大饗事

裏書 新任饗○中

三獻殿上四執之 居飯居汁物 汁輪 鳥足箸下略 註